別記様式１－２：被相続人居住用家屋の全部の取壊し若しくは除却をし　　る譲渡の場合
（租税特別措置法第 35 条第３項第２号）

申請者の「住所」「氏名」「電話番号（携帯電話可）」を記載

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等

申　請　者	住　所	
	氏　名	電　話

下記について確認願います。

下記家屋及びその敷地等は、当該家屋が「相続の時から取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（租税特別措置法第 35 条第３項第２号イ）、当該敷地等が「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」（同号ロ）及び「取壊し、除却又は滅失の時から譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたことがないこと」（同号ハ）、当該家屋が「相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※１）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※２）を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第５項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと）」（同項第３号）に該当すること

（※１）通知における特定事由と同じ。（※２）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

申請被相続人居住用家屋及びその敷地等（※３）の所在地（敷地の所在地番）	土地売買契約書に記載されている地番を記載。 土地が複数ある場合は「例：広坂1丁目1番、2番、3番」と記載。			
申請被相続人居住用家屋の建築年月日（※４）	閉鎖事項証明書に記載されている新築年月日を記載。	家屋の取壊し、除却又は滅失の日（※５）	閉鎖事項証明書に記載されている取壊し日を記載。	
被相続人の氏名及び住所	（住所）亡くなられた方の住民票の住所を記載。			
	（氏名）亡くなられた方の氏名を記載。		申請者からみた続柄	父、母、兄、姉 等
相続開始日（被相続人の死亡日）	亡くなられた方の死亡日	譲渡日（※５）	土地全部事項証明書に記載されている売買日	
申請者以外に相続人（換価分割相手含む）がいる場合は該当項目に☑してください。 ※単独相続の場合は空欄。 ※３人目以降は別紙（様式自由）を作成し、提出してください。				
申請の敷地等の所有者人の[illegible]※書[illegible]換[illegible]	□家屋 □敷地等	（住所）相続人又は換価分割相手の住所（１人目） （氏名）相続人又は換価分割相手の氏名（１人目）		
	□家屋 □敷地等	（住所）相続人又は換価分割相手の住所（２人目） （氏名）相続人又は換価分割相手の氏名（２人目）		
相続[illegible]※該[illegible]	□　２名以下 【特別控除額の上限額　3,000万円】		□　３名以上 【特別控除額の上限額　2,000万円】	

該当項目に☑してください

（※３）申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（[illegible]の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得[illegible]
（※４）申請被相続人居住用家屋は、昭和 56 年５月 31 日以前に建築さ[illegible]
（※５）申請被相続人居住用家屋の閉鎖事項証明書に記載された取壊し等[illegible]約書等により確認した解体日等）を記載する。
（※６）申請被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡は、相続開始日から起算して同日以後３年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にしたものに限る。なお、本申請書を用いての申請は、令和６年１月１日以降に譲渡をしたものに限る。
（※７）相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限る。

被 相 続 人 居 住 用 家 屋 等 確 認 書

上記について確認しました。

記入しないでください。

※市区町村記入欄

確 認 年 月 日	年　　月　　日
確認を行った市区町村長	印